

2022-4-1  
No.1075 500円

# 思想運動

特集=ウクライナ問題をどう見るか 1~6面  
ウクライナ戦争一たしはこう見る(富山栄子/岡田充) 3面  
ウクライナ事態への社会主義国政府各国共産党の見解 4~5面  
ウクライナでは反戦運動に対し厳しい弾圧 6面  
1920年代前半期の日朝労働者階級の連帯の実相 7面  
国際婦人デー3・5東京集会開催 8~9面  
子ども甲状腺がんの若者たちが東電を提訴 10面

フランシス・ゴヤ「葬、無言」(戦争の惨禍)シリーズより



## いま、反戦運動に求められるもの ウクライナ事態における「われわれ」の責任

二〇二二年三月二十四日、ロシア連邦政府は「特別軍事作戦」を発表し、ウクライナに對する軍事行動を開始した。現代の国際法の目的は国連憲章の前文にあるように、「戦争の惨害から将来の世を救うこと」にある。そのため根本原則は、いかなる国も他国にその政府の同意なく軍隊を送る権利を持たない、とシリアの人民にとっても何の利益にもならず、壊滅的な損害をもたらしかねない。われわれは即時の停戦および交渉による解決を強く求める。

二〇二二年三月二十四日、ロシア連邦政府は「特別軍事作戦」を発表し、ウクライナに對する軍事行動を開始した。現代の国際法の目的は国連憲章の前文にあるように、「戦争の惨害から将来の世を救うこと」にある。そのため根本原則は、いかなる国も他国にその政府の同意なく軍隊を送る権利を持たない、とシリアの人民にとっても何の利益にもならず、壊滅的な損害をもたらしかねない。われわれは即時の停戦および交渉による解決を強く求める。

二〇二二年三月二十四日、ロシア連邦政府は「特別軍事作戦」を発表し、ウクライナに對する軍事行動を開始した。現代の国際法の目的は国連憲章の前文にあるように、「戦争の惨害から将来の世を救うこと」にある。そのため根本原則は、いかなる国も他国にその政府の同意なく軍隊を送る権利を持たない、とシリアの人民にとっても何の利益にもならず、壊滅的な損害をもたらしかねない。われわれは即時の停戦および交渉による解決を強く求める。

二〇二二年三月二十四日、ロシア連邦政府は「特別軍事作戦」を発表し、ウクライナに對する軍事行動を開始した。現代の国際法の目的は国連憲章の前文にあるように、「戦争の惨害から将来の世を救うこと」にある。そのため根本原則は、いかなる国も他国にその政府の同意なく軍隊を送る権利を持たない、とシリアの人民にとっても何の利益にもならず、壊滅的な損害をもたらしかねない。われわれは即時の停戦および交渉による解決を強く求める。

二〇二二年三月二十四日、ロシア連邦政府は「特別軍事作戦」を発表し、ウクライナに對する軍事行動を開始した。現代の国際法の目的は国連憲章の前文にあるように、「戦争の惨害から将来の世を救うこと」にある。そのため根本原則は、いかなる国も他国にその政府の同意なく軍隊を送る権利を持たない、とシリアの人民にとっても何の利益にもならず、壊滅的な損害をもたらしかねない。われわれは即時の停戦および交渉による解決を強く求める。

二〇二二年三月二十四日、ロシア連邦政府は「特別軍事作戦」を発表し、ウクライナに對する軍事行動を開始した。現代の国際法の目的は国連憲章の前文にあるように、「戦争の惨害から将来の世を救うこと」にある。そのため根本原則は、いかなる国も他国にその政府の同意なく軍隊を送る権利を持たない、とシリアの人民にとっても何の利益にもならず、壊滅的な損害をもたらしかねない。われわれは即時の停戦および交渉による解決を強く求める。

### 国際法上の問題

近年、ロシアはシリア事態で西側諸国とは対照的な対応で顕著だったように国際法の

### ウクライナ危機の発端—二〇一四年

二〇一四年三月二十四日、ロシア連邦政府は「特別軍事作戦」を発表し、ウクライナに對する軍事行動を開始した。現代の国際法の目的は国連憲章の前文にあるように、「戦争の惨害から将来の世を救うこと」にある。そのため根本原則は、いかなる国も他国にその政府の同意なく軍隊を送る権利を持たない、とシリアの人民にとっても何の利益にもならず、壊滅的な損害をもたらしかねない。われわれは即時の停戦および交渉による解決を強く求める。